

## 教育研究目的（大学院）

| 医歯学総合研究科  | 生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部  | 保健衛生学研究科  |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科における教育研究上の目的に関する要項</p> <p>（趣旨）<br/>           第1条 この要項は、東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程5号）第1条第2項の規定に基づき、大学院医歯学総合研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものとする。</p> <p>（教育研究上の目的）<br/>           第2条 大学院医歯学総合研究科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>（1）修士課程<br/>           急速な進歩を受けて高度に専門化している医学・歯学領域において、出身学部学科で取得した知識・技術を生かしながら、医学・歯学に関する幅広い知識を体系的、集中的に教育し、医学・医療、歯学・歯科医療を支える基礎医学・基礎歯学について豊かな学識を有し、かつ医科学・歯科学の一つの専門分野で高度の知識を有する人材を養成する。</p> <p>（2）博士課程<br/>           イ 世界をリードする研究者の養成<br/>               ① 基礎と臨床の融合を図る臨床指向型研究分野で世界をリードする研究者<br/>               ② 医歯学の連携を図る医歯学学際型研究分野で世界をリードする研究者<br/>           ロ アカデミックドクターの養成<br/>               ① 分化から統合化を目指す全人的診断治療の進歩に貢献する医療人<br/>               ② 医歯学領域を連携させる医歯学統合的医療を遂行出来る医療人</p> <p style="text-align: center;">附 則<br/>           この要項は、平成19年4月1日から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">東京医科歯科大学大学院生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部における教育研究上の目的に関する要項</p> <p>（趣旨）<br/>           第1条 この要項は、東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程5号）第1条第2項の規定に基づき、大学院生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものとする。</p> <p>（教育研究上の目的）<br/>           第2条 大学院生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部における教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>（1）教育部及び研究部方式を導入することにより、社会的ニーズと教育研究分野の変化に適切に対応した教育と研究を実施する。<br/>           （2）進展の著しい生命情報の理解を基礎として、分野融合的な先端的生命科学分野の研究・開発を担う人材を育てるとともに、生命情報解析に基づくマネジメント能力を身に着け実践的問題解決能力を有する人材を養成する。<br/>           （3）複雑な疾患研究領域と先端的生命科学の融合的学際分野での実践的な研究を推進する。</p> <p style="text-align: center;">附 則<br/>           この要項は、平成19年4月1日から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科における教育研究上の目的に関する要項</p> <p>（趣旨）<br/>           第1条 この要項は、東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程5号）第1条第2項の規定に基づき、大学院保健衛生学研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものとする。</p> <p>（教育研究上の目的）<br/>           第2条 大学院保健衛生学研究科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>（1）博士（前期）課程<br/>           学士課程で修得した知識・技術を基盤に専攻分野における学識を深め、科学的思考と研究能力を養い、倫理観の高い医療人、研究者や教育者を養成する。<br/>           （2）博士（後期）課程<br/>           保健・医療分野において、広い視野を持ち、国際的・学際的に活躍しうる自立した研究者を養成する。</p> <p style="text-align: center;">附 則<br/>           この要項は、平成19年4月1日から施行する。</p> |